

産業雇用安定助成金 支給要件チェックリスト

産業雇用安定助成金の支給を受けるためには、出向元事業主と出向先事業主が、それぞれ次の支給要件を満たしていることが必要（※1）（※2）となります。

産業雇用安定助成金のご利用を検討されている場合は、このチェックリストを使って、出向元事業主と出向先事業主のお互いが支給要件を満たすことを確認し、出向を開始してください。

（※1）国等が出向先事業主となる場合には、出向先事業主が支給要件を満たさないこととなりますが、出向元事業主については支給可能となる場合がありますので、管轄のハローワークや労働局へご相談ください。

（※2）このチェックリストは、助成金の審査に用いるものではありませんので、管轄のハローワークや労働局への提出は不要です（支給できるかどうかは、支給申請の際に提出いただいた書類等をもとに労働局において判断します。）。

出向元事業主と出向先事業主に共通の要件の確認

□ 次のいずれかに当てはまる。

□ 過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがない。

過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から一定期間（※3）を経過していない。

（※3）平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は3年、平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は5年（返納金を完納していない場合を含む）となります。

□ と
過去に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等があり、当該不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない（返納金を完納していない場合を含む）（※4）。

（※4）平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金に限ります。

のどちらにも当てはまらない。

□ 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がない。

□ 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けていない。

□ 風俗営業等関係事業主（※5）でない。
（※5）性風俗関連特殊営業等を行っている場合をいいます。

□ 事業主もしくは事業主団体または事業主の役員等が暴力団に関係していない。

□ 事業主もしくは事業主団体または事業主の役員等暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属していない。

□ 支給申請日又は支給決定日に倒産の見込みがない。

□ 助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾する。

□ 役員等の氏名、役職及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付する。

□ 「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾する。

出向元事業主の要件の確認

□ 出向者を送り出す事業所が、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が前年同期（※6）と比べて、5%以上減少している。

（※6）2年前や最近1年のいずれかの月と比較することもできます。

出向先事業主との関係において、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められる（※7）（※8）（※9）。

□ （※7）出向元事業主が資本金の50%を超えて出向先事業主へ出資している場合及びその逆の場合は、独立性は認められません。
（※8）取締役会の構成員について、代表者が同一人物であったり、出向元事業主と出向先事業主の取締役を兼務している者が、いずれかの事業主で過半数を占めている場合は、独立性は認められません。

（※9）その他にも、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められるか総合的に判断されますので、管轄のハローワークや労働局へご相談ください。

□ 産業雇用安定助成金の助成対象となる出向をしようとする出向元事業所が出向先事業主として出向者を受け入れることで、産業雇用安定助成金、雇用調整助成金（出向）又は通年雇用助成金の支給を受けていない（受けようとしていないことを含む。）（※10）。

（※10）支給対象となる期間が重複している場合に限りです。

出向先事業主の要件の確認

□ 出向を実施する日の前日の6か月前の日から、今まで、出向者の受入れに際して、労働者を解雇等をさせておらず、出向期間中も同様に、解雇等をする予定はない。

□ 出向者を受け入れる事業所で、雇用保険被保険者の数と受け入れている派遣労働者の数が前年同期（※11）と比べて一定以上減少（※12）していない。

（※11）最近1年のいずれかの月と比較することもできます。

（※12）中小企業は10%を超えかつ4名以上、大企業の場合は5%を超えかつ6名以上減少していることをいいます。

□ 出向元事業主との関係において、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められる（※7）（※8）（※9）。

□ 産業雇用安定助成金の助成対象となる出向をしようとする出向先事業所が出向元事業主として出向者を他の事業所に送り出すことで、産業雇用安定助成金、雇用調整助成金（出向）又は通年雇用助成金の支給を受けていない（受けようとしていないことを含む。）（※10）。

※対象となる労働者についての要件や個別の出向についての要件など、他にも要件があります。詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。